

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成25年度
計画改定年度	平成28年度
計画改定年度	平成31年度 (2019年度)
計画改定年度	令和4年度
計画改定年度	令和7年度
計画主体	新潟市

## 新潟市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林水産部農林政策課  
所在地 新潟市中央区古町通7番町1010番地  
電話番号 025-226-1772  
FAX番号 025-226-0021  
メールアドレス nosei@city.niigata.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ムクドリ、キジバト、ドバト、スズメ、タヌキ、ハクビシン、イノシシ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	新潟市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
カラス	野菜、果樹、豆類、水稲	62.4	50,532
ムクドリ	果樹、豆類	9.4	28,205
キジバト、ドバト	野菜、果樹、豆類、水稲	11.6	7,318
スズメ	果樹、水稲	7.4	10,146
タヌキ	野菜	2.6	7,381
ハクビシン	野菜、果樹	2.3	12,631
イノシシ	果樹、いも類、水稲	4.1	12,904
合計		99.8	129,117

(2) 被害の傾向

○農作物等被害

鳥獣の種類	主な生息状況	品目	被害の傾向
カラス	北区、東区、中央区、江南区、南区、西区、西蒲区	野菜、果樹、豆類、水稲	農作物全般に被害があり、特に果樹の食害が発生。水稲では踏み荒らしの被害がある。
ムクドリ	北区、東区、中央区、江南区、南区、西区、西蒲区	果樹、豆類	果樹の被害が多発。単価が高い果樹について被害額が多くなっている。
キジバト、ドバト	北区、東区、中央区、江南区、南区、西区、西蒲区	野菜、果樹、豆類、水稲	踏み荒らし、食害の被害が発生している。

スズメ	南区、西区、西蒲区	果樹、水稲	食害の被害が発生している。
タヌキ	北区、東区、中央区、江南区、西区、西蒲区	野菜	海岸沿いの畑地、園芸地帯で食害の被害があるほか、住宅地では生活環境被害が発生している。
ハクビシン	東区、中央区、江南区、西区、西蒲区	野菜、果樹	海岸沿いの畑地、園芸地帯で食害の被害があるほか、住宅地では生活環境被害が発生している。
イノシシ	秋葉区、西区、西蒲区	野菜、果樹、いも類、水稲、	掘り起こし、食害の被害が増加傾向。住宅地等での目撃情報も増加している。

○人身被害

鳥獣の種類	主な生息状況	被害の傾向等
イノシシ	秋葉区、西区、西蒲区	西蒲区を中心に出没が増加している。近年市街地への出没も増えていることから、人身被害の発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
カラス	面積62.4ha 金額50,532千円	面積56.1ha 金額45,478千円
ムクドリ	面積9.4ha 金額28,205千円	面積8.4ha 金額25,384千円
キジバト、ドバト	面積11.6ha 金額7,318千円	面積10.4ha 金額6,586千円
スズメ	面積7.4ha 金額10,146千円	面積6.6ha 金額9,131千円
タヌキ	面積2.6ha 金額7,381千円	面積2.3ha 金額6,642千円
ハクビシン	面積2.3ha 金額12,631千円	面積2.0ha 金額11,367千円
イノシシ	面積4.1ha 金額12,904千円	面積3.6ha 金額11,613千円
合計	面積99.8ha 金額129,117千円	面積89.4ha 金額116,201千円

※目標値は現状値のおよそ90%とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【イノシシ】</p> <p>人身被害の発生が懸念される場合は、猟友会（委託業者）による銃器、わなでの捕獲や資機材による追い払い</p> <p>【鳥類】</p> <p>猟友会による捕獲の実施</p>	<p>【イノシシ、鳥類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲従事者の高齢化</li> <li>・ 捕獲従事者の担い手不足</li> <li>・ 捕獲に要する経費の増大</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<p>【イノシシ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気柵の貸与</li> </ul>	<p>【イノシシ】</p> <p>地域による電気柵設置への機運の醸成</p>
生息環境管理その他の取組	<p>【イノシシ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緩衝帯整備費用補助</li> <li>・ 農作物残さ防護柵購入補助</li> </ul>	<p>【イノシシ】</p> <p>地域による緩衝帯整備、農作物残渣防護柵設置への機運の醸成</p>

(5) 今後の取組方針

<p>野生鳥獣による農作物の被害状況については、より精度の高い農業被害の把握に努めるとともに、鳥獣の生息環境を勘案し、効果的に有害鳥獣の捕獲を実施する。</p> <p>【カラス、ムクドリ、キジバト、ドバト、スズメ】</p> <p>現在実施している猟友会による捕獲を継続実施し、被害抑制を図る。</p> <p>【タヌキ、ハクビシン】</p> <p>今後、地区ごとの被害状況を見ながら、はこわなによる捕獲を実施する。</p> <p>【イノシシ】</p> <p>《捕獲等に関する取組》</p> <p>引き続き猟友会と連携し、市街地出没時の緊急対応及び人身被害の発生が懸念される地域を対象に銃器やわなによる捕獲等を行う。</p> <p>《防護柵の設置等に関する取組》</p> <p>農作物等の被害軽減効果の検証を兼ねて、電気柵の貸出しを行う。</p> <p>《生息環境管理その他の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人との住み分けに繋がる地域の取組みを普及させるため、緩衝地帯の整備を支援する。</li> <li>・ 鳥獣を呼び寄せる原因となる農作物残さの放置対策として、防護柵の購入を支援する。</li> </ul> <p>《その他の取組》</p> <p>地域を主体とした対象獣類が出没しにくい環境づくりを推進するため、出没が多い地域を対象に研修会や集落環境診断等を行う。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>【カラス、ムクドリ、キジバト、ドバト、スズメ】</p> <p>各区農業振興協議会や各農業協同組合から猟友会に捕獲を依頼し、同猟友会員が主に農作物収穫前の適正時期に、銃器による捕獲を行う。</p> <p>【タヌキ、ハクビシン】</p> <p>猟友会や民間企業等の免許所持者により、はこわなを設置し、捕獲を行う。</p> <p>【イノシシ】</p> <p>新潟市と猟友会（委託事業）で罠等による捕獲を行う。市街地への出没等、緊急性が高い場合は警察等とも連携する。</p>
--

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	カラス、ムクドリ、キジバト、ドバト、スズメ	被害状況を把握し、効果的な被害防止に取り組むため、関係機関と連携・協力し捕獲を実施する。
	タヌキ、ハクビシン	被害状況を把握し、被害報告に応じ、効果的に捕獲を実施 被害の防止に向け、必要な機械等の導入を推進する。
	イノシシ	有害鳥獣捕獲の担い手を確保するため、第一種銃猟免許や猟銃所持許可、わな猟免許の新規取得に要する経費を支援する。 人里への出没や被害状況を把握し、効果的な捕獲を実施するために必要な機器を導入する。
令和8年度	カラス、ムクドリ、キジバト、ドバト、スズメ	被害状況を把握し、効果的な被害防止に取り組むため、関係機関と連携・協力し捕獲を実施する。
	タヌキ、ハクビシン	被害状況を把握し、被害報告に応じ、効果的に捕獲を実施 被害の防止に向け、必要な機械等の導入を推進する。
	イノシシ	有害鳥獣捕獲の担い手を確保するため、第一種銃猟免許や猟銃所持許可、わな猟免許の新規取得に要する経費を支援する。 人里への出没や被害状況を把握し、効果的な捕獲を実施するために必要な機器を導入する。

令和9年度	カラス、ムクドリ、キジバト、ドバト、スズメ	被害状況を把握し、効果的な被害防止に取り組むため、関係機関と連携・協力し捕獲を実施する。
	タヌキ、ハクビシン	被害状況を把握し、被害報告に応じ、効果的に捕獲を実施 被害の防止に向け、必要な機械等の導入を推進する。
	イノシシ	有害鳥獣捕獲の担い手を確保するため、第一種銃猟免許や猟銃所持許可、わな猟免許の新規取得に要する経費を支援する。 人里への出没や被害状況を把握し、効果的な捕獲を実施するために必要な機器を導入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
対象鳥類については、過去3ヶ年（令和3年度～令和5年度）の捕獲実績をもとに、捕獲計画数を設定する。			
対象鳥類	過去3ヶ年の捕獲平均値（羽）	対象鳥獣	過去3ヶ年の捕獲平均値（頭）
カラス	637	タヌキ	12
ムクドリ	2,602	ハクビシン	22
キジバト	166	※イノシシ	118
ドバト	312		
スズメ	75		
鳥類計	3,792	獣類計	152
※令和7年1月末時点の捕獲数。令和6年度、重点的に施策を講じたことで過去3ヶ年平均値より大きく増加した。			

対象鳥獣	捕獲計画数等（羽、頭）		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カラス	650	650	650
ムクドリ	2,650	2,650	2,650
キジバト	200	200	200
ドバト	350	350	350
スズメ	100	100	100

タヌキ	被害情報をもとに捕獲	被害情報をもとに捕獲	被害情報をもとに捕獲
ハクビシン	被害情報をもとに捕獲	被害情報をもとに捕獲	被害情報をもとに捕獲
イノシシ	150	150	150
捕獲等の取組内容			
<p>○カラス、ムクドリ、キジバト、ドバト、スズメ 主に農作物収穫前の適正時期に、銃器による捕獲を行う。</p> <p>○タヌキ、ハクビシン、イノシシ 被害情報を基に、はこわなを設置して捕獲を行う。</p> <p>○イノシシ イノシシについて、出没情報が多発するなど、人身被害の発生が懸念される地域を対象として、猟友会（委託事業）により、銃器や罠（箱罠、囲い罠、くくり罠）を用いた捕獲を行う。 市街地出没等の対応として、緊急捕獲（銃器や罠、網等）や追い払いを猟友会等と連携して行う。</p>			

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ライフル銃による捕獲については、山や高い土手の斜面などに向かって撃つことで、射線上の安全が確認される場合においては有効である。 新潟市西蒲区福井に整備されたライフル射撃場において、大型獣の捕獲に有効な大口徑ライフル銃やスラッグ弾の使用の確保及び技術の向上を推進する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	電気柵の貸出し		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	電気柵等の管理指導（貸出した電気柵の設置個所周辺の草刈り等）		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

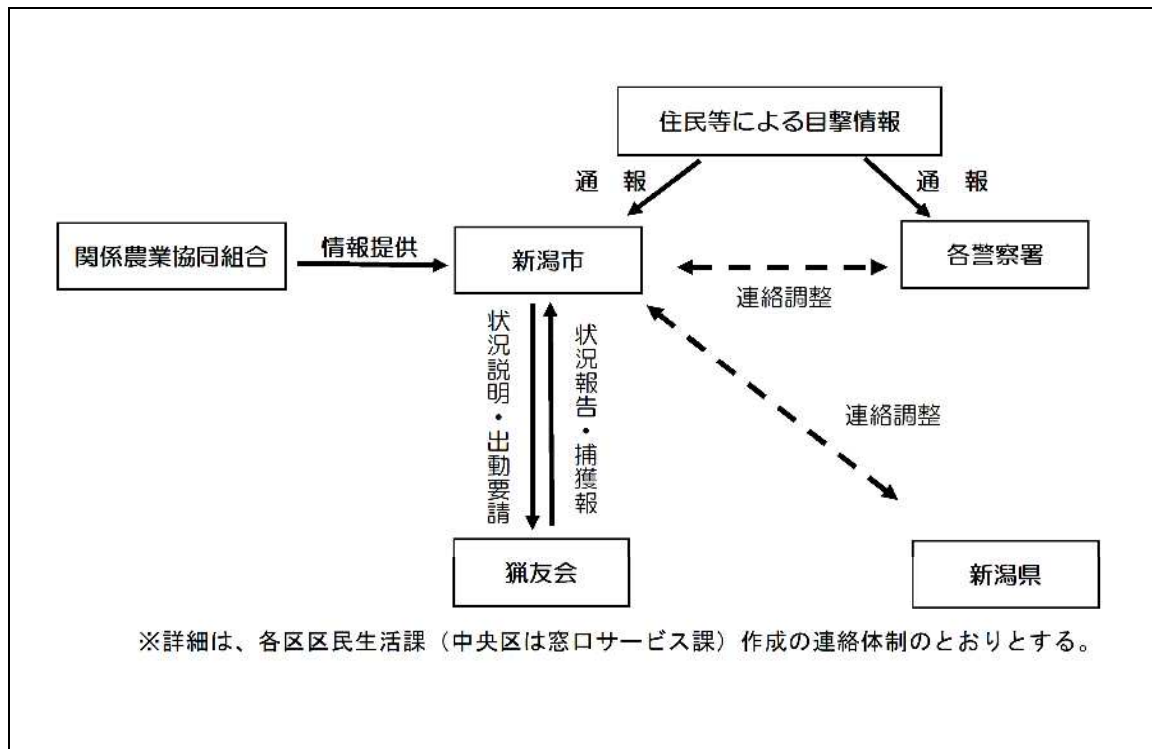
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任野菜や果樹等の除去、防護柵設置に関する啓発の実施</li> <li>・緩衝帯の整備等、集落への侵入を防止する地域の取組を支援する</li> </ul>
令和8年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任野菜や果樹等の除去、防護柵設置に関する啓発の実施</li> <li>・緩衝帯の整備等、集落への侵入を防止する地域の取組を支援する</li> </ul>
令和9年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任野菜や果樹等の除去、防護柵設置に関する啓発の実施</li> <li>・緩衝帯の整備等、集落への侵入を防止する地域の取組を支援する</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新潟市	情報の集約、関係機関との連絡調整、地域住民・関係機関への注意喚起、捕獲依頼及び許可
新潟県	情報の共有、関係機関との連絡調整、指導、助言、捕獲依頼及び許可
各警察署	通報を受けて地域住民の安全確保、警察官職務執行法第4条第1項に基づく措置全般
猟友会	パトロール、捕獲の実施
関係農業協同組合	被害の情報提供等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後は、衛生面に配慮し原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は現場埋設等、適切な方法で処理するものとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲方法や食材としての安全性、安定的な供給、流通、販売を含めた事業の採算等の様々な課題について検討を行う。

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、 <b>学術研究等</b> ）	—

(2) 処理加工施設の取組

8の(1)の検討の結果、施設の取組等について検討を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

8の(1)の検討の結果、人材育成の取組について検討を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称：被害の動向により、地域住民及び農業関係機関等と協議会の設置について協議及び検討を行う。

構成機関の名称	役割
—	—

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
関係農業協同組合 (JA新潟市、JA新潟かがやき)	・各地区の被害状況の把握 ・農家へ被害防止対策の指導及び情報提供
新潟県農業共済組合 本所 新潟県農業共済組合 下越支所	・各地区の被害状況の把握 ・農家へ被害防止対策の指導及び情報提供
新潟県猟友会各支部 (新潟北支部、東新潟支部、中蒲西支部、西新潟支部、西蒲原支部)	・各地区の被害状況の把握 ・有害鳥獣の捕獲
新潟県各警察署 (新潟署、新潟北署、新潟東署、新潟中央署、江南署、新潟西署、秋葉署、新潟南署、西蒲署)	・有害鳥獣捕獲による事故防止及び安全確保に関する連携 ・有害鳥獣捕獲による事故防止のための安全指導
新潟県新潟地域振興局 新潟県環境局環境対策課	・関係団体へ被害防止対策の指導、助言及び情報提供
新潟市環境部環境政策課、各区区民生活課(中央区は窓口サービス課)	・大型獣類の出没、人身被害情報の把握 ・大型獣類による人身被害防止対策の実施 ・有害鳥獣捕獲等の許可
新潟市農林水産部農林政策課、各区農政担当課	・農作物被害状況の情報収集 ・関係団体と連携協力し被害防止対策を啓発

※今後、協議会設置について協議及び検討するが、上記関係機関と連携して対策を実施する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊設置について、9-(1)の検討の結果を受けて、関係機関等と協議及び検討を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農家・地域住民等に被害防止対策の取組を行うよう啓発し、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりをする。

また、農業を取り巻く環境の変化に応じて、本計画を関係機関と協議して見直し、より効果的な対策の実施に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関・団体で協力、連携しながら情報の共有化と被害防止対策の普及啓発を行う。